



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同七六、七八)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(三六)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学三)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一九)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務七五)

〔政令〕

〔省令〕

〔目次〕

〔人事異動〕

〔国会事項〕

〔告示〕

- 地すべり防止区域を指定する件(農林水産四九三、四九五)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一一二)
- 道路に関する件(中部地方整備局一四二、一八)
- 道路に関する件(中国地方整備局一四二、一六)
- 道路に関する件(九州地方整備局一六)
- 道路に関する件(北海道開発局一五、一六)

〔資料〕

- 平成二十四年十二月中國際取扱状況(速報)及び平成二十四年中国際取扱状況(速報)(財務省)
- 〔公 告〕

〔公 告〕

〔諸事項〕

- 平成二十四年十二月中國際取扱状況(速報)及び平成二十四年中国際取扱状況(速報)(財務省)
- 〔公 告〕
- 〔諸事項〕

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三六号)(経済産業省)

特定機器

複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加することとした。(第二一条関係)
特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等とした。(第二二条関係)
施行期日
この政令は、平成二五年三月一日から施行することとした。

〔裁判所〕

- 相続、失踪、除權決定、破産、免責、再生關係

〔会社その他〕

ホ (四一ヘキシルナフタレンー一イル)(一オクチル一H-インドール-三イル) メタノン及びその塩類
ヘ (一ヘプチル-一H-インドール-三イル)(四一ヘキシルナフタレンー一イル) メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
第一欄	第二欄
八十一 (一メチル-一H-インドール-三イル)(ナフタレンー一イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬 ハ (二メチル-一ヘプチル-一H-インドール-三イル)(四一ペンチルナフタレンー一イル) メタノン及びその塩類	
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのいずれかのものに限る) 二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のものに限る) 三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいずれかのものに限る) 四 フィッ素原子、臭素原子、ヨウ素原子 五 シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	
六 ヨウ素原子	

告 示

示

○法務省告示第七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第一十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

第二号の表の表社アイ・エイチ・アイ・アムテックの項中「株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテック」を「株式会社JMUアムテック」に改め、同表に次のように加える。

法務大臣 谷垣 稔一

一関ヒロセ電機株式会社	東京都品川区大崎五丁目五番二十三号ヒロセ	機械加工
中央総業株式会社	神奈川県藤沢市藤沢三千二十一番地の一	鉄筋施工

○法務省告示第七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第一十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 稔一

株式会社KCM	兵庫県加古郡稲美町岡二千六百八十番地	溶接
---------	--------------------	----

○法務省告示第七十七号
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第一十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

第二号の表フジニットの項を削る。

法務大臣 谷垣 稔一

○法務省告示第七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第一十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 稔一

第二号の表に次のように加える。

第一欄 第二欄
第一条第九十九号を第八十二号とする。
附則
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

株式会社サンエーテック	北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目二番十 八号	型枠施工
株式会社サンエーテック	宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西百五番地一	鉄筋施工